

宿泊プラン 旅行条件書（要約）

お申込の際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、
事前に内容をご確認の上お申込ください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 JTB 大阪第三事業部（大阪府大阪市中央区久太郎町 2-1-25 JTB ビル 5階 観光庁長官登録旅行業第 64 号（以下「当社」という）が、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする「予約確認書」と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

■旅行のお申込と契約の成立時期

- (1) 旅行をお申込しようとする場合は、電話その他の通信手段によるお申込を「JTB ギフト予約センター」（以下「予約センター」という）で受付をいたします。
- (2) 旅行の契約は、当社が契約の締結を承諾し、「ご利用券」に記載された「登録番号」を当社が受領した時に成立するものと致します。

■旅行代金のお支払について

追加旅行代金が発生する場合は、ご出発前の当社が定める期日までに、別途現金・カード等にてお支払ください。

■取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

	契約解除の日	取消料
旅行開始の前日から起算し さかのぼって	① 4 日目にあたる日以前の解除	無料
	② 3 日目にあたる日以降の解除 (③、④、⑤を除く)	ご旅行代金の 30%
	③ 旅行開始日の前日の解除	ご旅行代金の 40%
	④ 当日の解除 (⑤を除く)	ご旅行代金の 50%
	⑤ 旅行開始後の解除又は、無連絡不参加	ご旅行代金の 100%

■旅行代金に含まれるもの

「予約確認書」に明示した宿泊費、食事代、各サービス内容、及び消費税等諸税（入湯税及び地方自治体の定める宿泊税は除きます。）これらの費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻し致しません。

■特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

●死亡補償金：1500万円 ●入院見舞金：2～20万円

●通院見舞金：1～5万円

●携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円

(但し、補償対象品1個または1対あたり10万円を限度とします。)

■国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、予約センターにお問合せください。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、予約センターにご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱について

当社は、旅行お申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年4月1日を基準としています。又、旅行代金は2024年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

■宿泊プラン行程表

日次	行程
1	自宅または各地⇒(交通はお客様負担)⇒各宿泊施設
2	各宿泊施設⇒(交通はお客様負担)⇒自宅または各地

【お問い合わせ先／旅行企画・実施】



感動のそばに、いつも。

株式会社 JTB 大阪第三事業部

観光庁長官登録旅行業第 64 号 一般社団法人 日本旅行業協会正会員

大阪府大阪市中心区久太郎町 2-1-25 JTB ビル 5 階

営業日・営業時間：平日（月～金） 10：00～17：00

休業日：土・日・祝・12月30日～1月3日



ボンド保証会員
日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員

総合旅行業務取扱管理者：谷口 純

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

JTB ギフト予約センター

0120-692-138

AFH2302850